

お客様各位

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成25年度税制改正により、平成28年1月より法人に係る利子割（金融機関がお支払いする預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成28年1月1日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまについては変更ございません。

< 対象となる預金 >

- ・ 普通預金
- ・ 通知預金
- ・ 納税準備預金（納税外の目的で払戻をした場合）
- ・ 定期預金
- ・ 定期積金

< 税率 >

平成27年12月31日お支払分まで	平成28年1月1日以降のお支払分
20.315% (国税 15.315% 地方税 5%)	15.315% (国税 15.315%)

※ 上記国税には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。平成25年1月1日から平成49年12月31日までは復興特別所得税が課され、国税15.315%を源泉徴収いたします。

< ご注意 >

- ・ お客さまの個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースに係る税務上の取扱い等、詳細につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ この内容は、平成27年12月1日時点における法令その他の情報に基づき作成しておりますが、今後の税制改正等により内容が変更される場合があります。最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認くださいようお願いいたします。

以上